



(基金制度)

第6条 本法人は、基金を引受けるものの募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 本法人の基金は、本法人の解散するときまでは返還しないものとする。

(基金の返還手続)

第8条 基金の返還は、社員総会において返還すべき基金の総額についてのみ決議し、その後具体的な基金の返還に関する事項については、理事会で決定する。

(会費等の返還)

第9条 本法人は、定款第8条及び第9条、並びに第10条に規定されている退会や除名などの会員資格喪失に際し、既に納付された会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員資格の取得)

第10条 入会手続を経たものは、入会金及び会費の納入が確認された後、会員として登録される。なお、入会日は登録日とする。

(有効期間)

第11条 本規程に基づく会員契約期間は、前条で定めた登録日から納めた会費の決算期間の期末までとする。

(変更の届出)

第12条 会員は、その名称、住所、連絡先当、本法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとする。

2 会員が前項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、本法人はその責任を負わないものとする。

(退会)

第13条 退会を希望するものは、本法人指定の退会届に必要な事項を記入し、本法人事務局に申し込むことで、いつでも退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後の本法人に対する未払い分の支払を免れないものとする。

(会員資格の喪失)

第14条 本法人の会員資格の喪失は、定款第10条に定めるとおりとする。

(正会員の権利)

第15条 正会員は、以下の権利を有する。

- (1) 本法人社員総会は、正会員をもって構成し、各1個の議決権を有する。
- (2) 社員総会にて、議案を発議できる権利を有する。

(サービスの利用)

第16条 会員は、本法人の提供する以下のサービスを利用することができる。

- (1) 障がい者、高齢者に対する水中トレーニングを軸として包括的な健康回復・健康増進事業
- (2) 前号認定指導員養成事業
- (3) 教育講演会等やセミナー等本法人主催のイベント、関連情報の提供
- (4) その有益情報の享受

(知的財産権の保護)

第17条 本規程前条のサービスによって提供される情報の著作権は、知的財産権を含めて本法人に帰属する。

(情報の二次使用权)

第18条 本規程第15条のサービスによって提供される情報は、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権を含む知的財産法に抵触して使用することを禁止する。

(免責及び損害賠償)

第19条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時中止せざるを得なかった場合、本法人は一切の責任を負わないものとする。

2 会員は、本法人が提供する資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、本法人は一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、事項の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、本法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の喪失の措置をとることもあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責

任を負わないものとする。

6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、本法人に重過失がある場合を除き、本法人は一切責任を負わないものとする。

7 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について、本法人は一切責任を負わないものとする。

8 本法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、いかなる目的においても監視する義務を負わないものとする。

9 万が一、本法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本法人は間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および経過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、本法人が負う責任は支払う会費を上限とする。

10 会員が退会、除名等により会員資格を喪失した後でも、本状の規定は存続して当該会員に対して有効を有するものとする。

(個人情報保護)

第20条 本法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期するものとする。

(補則)

第21条 本規程に定めがなく、実施上補則を要する事項については、その都度理事会の議決により、代表理事が別に定める。

(付則)

本規程は、平成25年6月21日から施行する。